

令和7年度 後期選抜募集要項

福島県立勿来高等学校

郵便番号 979-0141

福島県いわき市勿来町窪田町通2丁目1番地

TEL (0246) 65-2221

FAX (0246) 65-7474

ホームページ <https://nakoso-h.fcs.ed.jp/>

1 対象学科及び募集定員

| 課程 | 学科 | 募集定員 |
|-----|-----|-----------------------------|
| 全日制 | 普通科 | 募集定員40名から前期選抜の合格者数を除いた数とする。 |

※後期選抜は前期選抜で定員を充足しない場合に行う。

2 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 学びの土台となる基本的な生活習慣や社会規範が身についた生徒
- (2) 学習や特別活動等に積極的に取り組む意欲のある生徒
- (3) 本校の特色をよく理解した生徒

4 出願資格

後期選抜に出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

本校への志願者が、他の高等学校の後期選抜に同時に併願することはできない。

7 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。受付時間は、午前9時から

午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留による受験票等送付に必要な額(460円)の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)

④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書(上記(1)①に同じ)

② 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)

ただし、「4 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留による自己申告書受領書送付に必要な額(460円)の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。

- (3) 提出期間は令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、祝日は受け付けない。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

11 願書受付

- (1) 出願書類受け付け完了と同時に受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておくこと。ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

- (1) 志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 出願先変更の手続きについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 調査書

「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は学年末までの状況について記入する。
なお、「受験番号」の欄は、本校において記入する。
その他の記入については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

15 作文・面接の日時、日程及び会場

- | | | |
|------------|---|---|
| (1) 日 | 時 | 令和7年3月24日（月）午前9時以降 |
| (2) 受 | 付 | 午前8時～午前8時15分（受付場所は本校生徒昇降口） |
| (3) 会 | 場 | 本校 |
| (4) 持参するもの | | 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム ※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。 |

(5) 日 程

9:00

14:00 (予定)

作文・面接

※作文の後、面接を実施する。

※終了時刻は受験者数によって変更あり。

16 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。
(次の(1)から(4))

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などを含めて総合的に評価して点数化し、55点満点とする。

調査書の成績の満点は合計190点とする。

(2) 作文

あるテーマについて、600字程度で自分の考えを述べる作文とする。作文については点数化し、30点満点とする。

(3) 面接

個人面接を実施する。面接については点数化し、30点満点とする。

(4) 選抜資料の満点

選抜資料全体の満点は、250点とする。

17 合格者発表

(1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降、本校で発表する。

(2) 合格者に対しては合格通知書を交付するので、受験票を持参し、当日受付に申し出ること。

(3) 電話等による合否の問い合わせには一切応じない。

(4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこともある。

18 その他

(1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 本要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。